

特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令案について

令和 4 年 2 月
特 許 庁

1. 省令案の趣旨

近年、中国を始めとして世界の特許出願が大きく増加し、それに伴って発明の新規性や進歩性の要件を判断する際に検討すべき文献数・言語などの種類も急激に増大しており、審査処理負担が増大している。

このような中、いわゆる「マルチマルチクレーム」（多数項引用形式請求項を引用する多数項引用形式請求項）は、一の請求項で表現される発明を把握するにあたって、その請求項が引用する各請求項の記載を組み合わせて把握する必要があるため、発明の把握に負担を生じさせている。特に、マルチマルチクレームが繰り返された場合、その組合せの数は、指数関数的に増えることとなる。ほとんどの出願（出願全体の約 99%）において、出願時の特許請求の範囲に記載される請求項の数は 30 以下であり、1,000 を超えることは極めて少ないにも関わらず、マルチマルチクレームの存在により、引用形式を採らずに複数の発明を各請求項に別々に記載した場合の請求項の数（実質的な請求項の数）が 1,000 以上になる出願が出願全体の約 5% に達していることは、審査処理負担や第三者の監視負担を生じさせる要因となっている。

また、マルチマルチクレームは、日米欧中韓の主要庁のうち米国・中国・韓国において認められていない。グローバルな権利取得が促進される中、出願人は、各国の制度に応じた形式で請求項を記載する必要があるところ、各国対応の負担が増大しており、各国で制度が異なると、第三者には、各国で異なる記載の請求項を監視する負担が生じることから、マルチマルチクレームの制限は、国際調和の観点からも必要とされている。

上記背景の下、令和 2 年 9 月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された基本問題小委員会での議論及び意見募集を経て令和 3 年 1 月にとりまとめられた同委員会の報告書では、国際調和の観点も踏まえ、マルチマルチクレームを制限し、審査処理負担の適正化を図るべきという対応方針が示された。

本省令案は、上記基本問題小委員会できりまとめられた対応方針も踏まえ、マルチマルチクレームを制限することを可能とするために、関係省令について所要の改正を行うものである。

2. 省令案の概要

審査処理負担及び第三者の監視負担の軽減並びに国際調和の観点から、マルチマルチクレームを制限することを可能とするため、経済産業省令で定めるところにより特許請求の範囲の記載形式を制約する特許法第 36 条第 6 項第 4 号に基づき、同号が委任する特許法施行規則第 24 条の 3 について所要の改正を行う。また、実用新案法施行規則第 4 条においても同旨の改正を行う。

3. スケジュール

令和 4 年 4 月 1 日（金） 施行